	労働契約	労働時間及び休日	深夜業	その他
未成年者・年少者（満18歳未満の者）	【未成年者の労働契約】 ①親権者又は後見人は、未成年者に代って労働契約を締結してはならない ②親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向かってこれを解除することができる 【賃金の請求】 ①未成年者は、独立して賃金を請求することができる ②親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代って受け取ってはならない 【年少者の証明書】 満18歳に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない	【労働時間及び休日】 満18歳に満たない者については、次の規定は適用されない ・変形労働時間制 ・36協定による時間外・休日労働 ・労働時間及び休憩の特例 ・特定高度専門業務・成果型労働制 ※次の規定は適用される ・臨時の必要がある場合の時間外・休日労働 ・労使協定による休憩の一斉付与の例外 ・労働時間、休憩及び休日の適用除外 ※満15歳年度末後から満18歳に達するまでの間にある者については、次に定めるところにより、労働させることができる ①1週間の労働時間が40時間を超えない範囲内において、1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合において、他の日の労働時間を10時間まで延長すること　※「他の日」とは他の1日に限らない ②1週間について48時間、1日について8時間を超えない範囲内において、1箇月単位の変形労働時間制又は1年単位の変形労働時間制の規定の例により労働させること	【深夜業】 ①満18歳に満たない者を午後10時～午前5時までの間において使用してはならない ②厚生労働大臣が必要であると認める場合は、地域又は期間を限って、午後11時～午前6時までとすることができる ※次の場合は、深夜業が認められている ①交代制によって使用する満16歳以上の男性 ②交代制によって労働させる事業については、所轄監督署長の許可を受けて、次の時間に労働させることができる ・午後10時～午前5時が深夜となる場合 →午後10時～10時30分の30分間 ・午後11～午前6時が深夜となる場合 →午前5時30分～6時の30分間 ③災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合に、労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合 ④農林、畜産、養蚕、水産、保健衛生の事業、電話交換業務 ※官公署の事業に従事する満18歳未満の者は、公務のために臨時の必要がある場合であっても深夜業をさせることはできない	【危険有害業務の就業制限】 満18歳に満たない者を次の業務に就かせてはならない。 ・厚生労働省令で定める危険な業務 ・厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務 ・安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務 ※満18歳に満たない訓練生については、危害を防止するために必要な措置を講じることで、危険有害業務に就かせることができる 【坑内労働の禁止】 満18歳に満たない者を坑内で労働させてはならない ※満16歳以上の男性である訓練生については、危害を防止するために必要な措置を講じることで、坑内労働に就かせることができる 【帰郷旅費】 満18歳に満たない者が解雇の日から14日以内に帰郷する場合においては、使用者は必要な旅費を負担しなければならない ※ただし、満18歳に満たない者がその責めに帰すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない
児童（満15歳年度末までにある者）	【最低年齢】 満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでにある児童は、労働者として使用してはならない ※次のすべての要件を満たす場合は、労働者として使用することができる ■満13歳以上の児童 ①非工業的業種又は農林水産業の事業であること ②児童の健康及び福祉に有害でなく、労働が軽易なものであること ③所轄監督署長の許可を受けること ④修学時間外に使用すること ■満13歳未満の児童 ①映画の制作又は演劇の事業であること ②児童の健康及び福祉に有害でなく、労働が軽易なものであること ③所轄監督署長の許可を受けること ④修学時間外に使用すること 【年少者の証明書】 次のものを事業場に備え付けなければならない ①戸籍証明書 ②学校長の証明書 ③親権者又は後見人の同意書	【労働時間及び休日】 休憩時間を除き、修学時間を通算して1週間について40時間、1日について7時間を超えて、労働させてはならない ※「修学時間」とは、当該日の授業開始時刻から同日の最終授業終了時刻までの時間から休憩時間（昼食時間を含む）を除いた時間をいう	【深夜業】 ①午後8時～午前5時までの間において使用してはならない ②厚生労働大臣が必要であると認める場合は、地域又は期間を限って、午後9時～午前6時までとすることができる ※当分の間、「演劇の事業に使用される児童が演技を行う業務」に従事する場合は、午後9時～午前6時までとされている	

SAMPLE